

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業
事業実績報告書

千葉県野田市

目次

野田市の紹介.....	1
事業目的及び事業実施主体.....	2
事業要旨.....	7
地域生活支援拠点等の整備の種類.....	8
事業内容.....	9
5つの機能の現状と課題.....	15
事業実施の結果及び今後の取組.....	16

野田市の紹介

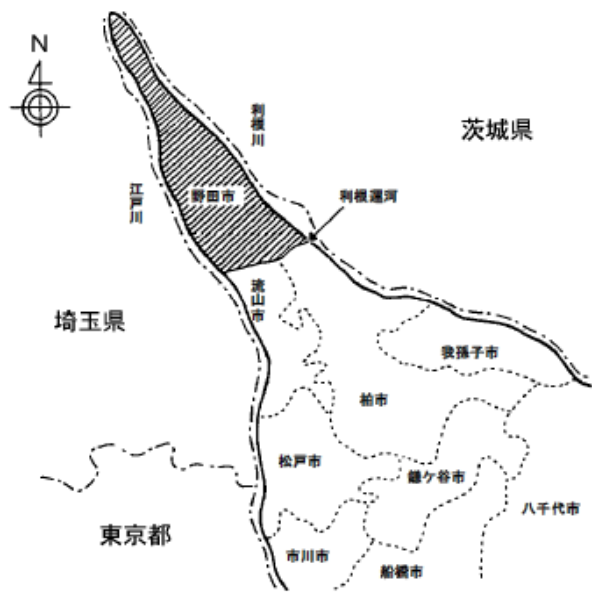
平成 15 年 6 月に旧野田市と旧関宿町が合併し、新しい野田市が誕生しました。

野田市は千葉県の北西部、関東平野のほぼ中央にあたり、利根川・江戸川・利根運河と周囲を河川に囲まれた、東京都心から約 30 k m の平坦な台地に位置しています。

旧野田市は、水と緑豊かな自然環境の中で、江戸時代から醤油醸造の地として発展し、産業、文化の面においても周辺地域の中心地として繁栄してきました。しかし、近代以降の鉄道・自動車の発達とともに交通体系は大きく変貌し、東京に比較的近距离に位置しながら、周囲を河川に囲まれた地理的条件にはばまれ、都心部に直結した鉄道や道路に恵まれず、首都近郊都市でありながら都市化の進展がゆるやかで、落ち着いた街並みを形成してきました。

旧関宿町は、江戸時代に整備された利根川・江戸川の水上交通により栄え、関宿藩には幕府の水関所がおかれるなど賑わいを見せたが、時代の推移により水運の要所としての役割を終えました。同町は、近代将棋の父と称される十三世名人関根金次郎や、戦後の日本将棋連盟を再興した渡辺東一など、将棋界を担った棋士を輩出しました。また、内閣総理大臣を務め、終戦を決断した鈴木貫太郎が居を移すと、同氏が奨励した酪農が全盛となり、豊かな自然とともに農業・畜産業を中心とした第一次産業を基に発展してきました。

合併に関しては、明治 22 年の市制町村制によって、1 町 5 村で形成されていた旧野田市が、いわゆる「昭和の大合併」により、昭和 25 年に市制を施行、32 年には 2 村が合併し、旧野田市が誕生しました。一方、旧関宿町は明治 22 年の合併により 1 町 2 村で形成されていたが、昭和 30 年に合併し、旧関宿町が誕生しました。そして、平成 13 年 11 月、首都圏で第 1 号となる合併重点支援地域の指定を受け、平成 14 年 4 月に野田市・関宿町合併協議会が設置され、平成 15 年 6 月 6 日に実施された両市町の合併により、千葉県では 31 年ぶりとなる平成の合併の第 1 号として新しい野田市が誕生しました。



事業目的及び事業実施主体

1 事業目的

障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、新たに、第二の福祉ゾーン※に障がい者にも対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としての障がい者のためのグループホームの整備を進めていました。

また、平成 27 年 3 月に策定した「第 4 期野田市障がい福祉計画」において、地域の体制づくり等の機能を集約した、地域生活支援拠点等を平成 29 年度末までに市内に 1 か所整備することを位置づけました。

地域生活支援拠点は、文字通り、障がい児者の地域での生活を支援することを目的としますが、「親亡き後」を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、野田市の障がい者にも対応した特別養護老人ホーム整備の考え方と同じ観点であることから、この特別養護老人ホームとグループホームを地域生活支援拠点の基幹施設として位置づけ、必要な機能及び課題等を整理、検討するため、国のモデル事業を実施しました。

さらに、中間施設としてのグループホームの開設を当初の予定であった平成 29 年 4 月から 1 年間遅らせ、モデル事業の中で、グループホームに求められる機能等を検討しました。

※第二の福祉ゾーン

⇒現在、障害福祉サービス事業所が整備されている。今後も、障がい者の様々な要望を踏まえ、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設・民営による施設整備を図る。

2 事業主体

野田市

3 事業目的を果たすための検討

(1) 障がい者にも対応した特別養護老人ホーム整備のあり方検討会

国・県の障がい者施策に係る方針により、障がい者の入所施設の新設が困難であることから、その代替機能も併せ持った障がい者対応の特別養護老人ホームができないかということで、これまで障がい者団体の方々からの要望や高齢化が進む障がい者の実態からその整備が望まれており、医療機関との連携、設備や人員配置の上での留意点など、専門家や障がい者とその家族ならではの視点からの検証が必要と考え、船形地先にある第二の福祉ゾーンへ障がい者対応に特化した特別養護老人ホームの整備のあり方についての検討の場としての外部有識者会議を設置しました。

そこで、検討委員会をそれぞれ4回開催し、平成26年2月に意見がまとまり、障がい者にも対応した特養整備については90床とし、障がい者が優先して入所できる独自の入所基準を策定すること、グループホームを併設することなどの整備方針について意見を頂き、市では、それらの意見を踏まえ、今後、特別養護老人ホームの整備を順次進めることとしました。

<検討会の経過>

	開催年月	内容
第1回	H25. 3	障がい者にも対応した特別養護老人ホームの人員、設備及び運営に係る現状と課題について
第2回	H25. 5	第1回の宿題の回答 第1回の検討会の意見等の取りまとめ結果
第3回	H25. 12	障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備
第4回	H26. 2	障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備に係る意見書の提出

<検討会の概要>

■第1回の概要

【期待や要望】

- ・障がいのグループホーム、自宅で一生すごせたらいいが、年をとってきた時の不安。グループホームなど、行き場がなくなる不安。入所施設を取り合いして入る不安。などから、行くところがある安心できる施設が欲しい。
- ・自立支援法の負担金と介護保険の負担金の差。障害年金で暮らしていけるのか。
- ・介護保険の判定区分が障がい者（知的と精神）については正しく出てこない。
- ・現状、特養は区分2から3はなかなか入所できない。4及び5が順番に入る現実。
- ・障害区分と介護の区分がリンクしていない現実がある。（障がい者がどのような区分に認定されるかがわからない。）
- ・障がい者枠をつくる。入所枠を障がい者に配慮した特養整備とする。
- ・障害者手帳を持っている方の入所優先順位の仕組みづくり。
- ・重度の知的障がいの方や重心障がいの方のホームヘルプサービスへの期待。
- ・特養の事例として年をとってから精神疾患の方の対応について、特養の介護福祉士では対応ができない。
- ・精神障がいは非常に疲れやすいため、精神の方は、3障がいの中で他の障がいの方とは、別の区分にしていきたい。
- ・運営についても特養しかやることがないところよりは、特養をしているけど障がい関係の施設も経営しているようなところに整備を望む。

【まとめ】

障害区分と介護認定区分についてリンクされていないことから、障害区分が重くても介護認定区分に反映されない部分があげられた。また、障害年金で入れるものなのか利用負担額についてもあげられ、次回回答となる。

具体的な施設部分の要望等はなかったが、特養入所枠を設ける。障がい者へのホームヘルプサービスへの期待。精神障がい者対応。整備事業者のノウハウなどが上げられた。

■第2回の概要

【期待や要望】

- ・精神障がい者の方への対応として精神保健福祉士等の配置の提案。
- ・介護ボランティア制度の導入。(傾聴ボランティアの拡充)
- ・資料により、既存の特養で身体障がいの方に関しては、受入については十分まかなえてしまう現実から、精神障がいと知的障がいの方に、何か優先的なものをとるのを打ち出して欲しい。
- ・社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減額事業について、法人としてはやらないところが多い現実。
- ・精神障がいの方の特性を考えると、小さな小規模の20人程度の特養が良い。しかし20人だと経営が成り立たないことから70人規模にしてその内20人を障がい者に対応したところにするを考えると、優先ルールなどもかなり明確化(他の待機者への対応もクリア)されるのではないか。
- ・知的障がい者の高齢化について、ダウン症の方は老化が早いので、40代後半から高齢者とみなしましょうとの意見に賛意を示すところが多くなっていることから、入居の優先順位を考えていただく方法があるのではないか。
- ・第1回目の質問の利用者負担額と障害年金額の回答の説明。

【まとめ】

精神障がい者の方への対応として精神保健福祉士等の配置の提案がなされた。第2回においても、具体的な施設部分の要望等はなかったが、引き続き特養入所に関する意見が出され、精神障がいは小規模ケアが良いことから20人を障がい者枠としてとの具体的な意見も出された。また、知的障がいの老化が早いことから40歳代からの入所優先なども上げられた。

■第3回の概要

障がい者対応の特養に期待される機能、設備を次のとおり提示し理解を得る。

①機能

- ・特別養護老人ホームの床数は、事業者の経営を考慮し90床とし、入所評価基準により、障がい者を優先して入所させたいと考えている。
- ・障がいショートステイ(10床)、グループホーム(5人)を併設の検討をする。

②サービス

- ・介護職員として、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を持つ者を各1人以上配置させたいと考えている。
- ・利用者の日中支援のため、支援員を配置する。(財源は、敷地の無償貸借)
- ・障がい者に対するホームヘルプサービスのスキルアップのため、事業者がホームヘルプサービス事業を実施するよう働きかける。

③設備等

特別な設備が必要か検討を進める。

【期待や要望】

- ・精神保健福祉士を配置することは、精神疾患の高齢者のサポートをしていくには専門科でないと難しいと考えられるためその配置は歓迎。
- ・障がい、特養の両方福祉施設の経験があるところ、両施設の感覚がわかるところに運営をお願いしたい。
- ・介護認定にあたっての介護度が特記事項によって示されるため、調査員等が特記事項をしっかりと把握していただくことが一番必要になってくると思われる。

【まとめ】

上記のとおり事務局が提示した内容について理解をいただき、次回意見書を整理して市長へ提出する運びとなった。

第3回においても、具体的な施設部分の要望等はなかったが、介護認定にあたっての特記事項の重要性について発言があり、野田市独自の特記事項マニュアルを作成して対応し、調査員、ケアマネ、認定審査会等の説明会も実施して周知していきたい旨の回答をした。

■第4回の概要

【事務局より意見書（案）について説明に対しての質疑事項】

完璧な要旨の中での設立、この難しい条件が付されているので、経験した事業者が現れるのかの不安である。

【まとめ】

第4回の会議では、上記の質問に対し、事業者負担の軽減から船形の第二の福祉ゾーンの市の土地の借地料を無料とし、更に現況の雑木林地の伐採について市で負担することとし、事業者公募の形で市内に限らず、広く法人を募集することで説明をした。以上、意見書の内容が整い市長へ意見書を提出し、全4回にわたる会議が終了となる。

■意見書

（要旨）

- 1 特別養護老人ホームを整備し、障がい者が優先して入所できる独自の入所基準を策定する
- 2 年齢等により特別養護老人ホームに入所できない者を支援するために、グループホーム及び障がいショートステイを併設する
- 3 事業者の選定は、福祉施設を運営した実績がある社会福祉法人とすることにより、運営のソフト面を考慮する
- 4 障がい者に対応できる介護職員を配置する
- 5 精神保健福祉士、社会福祉士及び介護福祉士等の資格を有する者を配置する
- 6 グループホーム利用者の日中支援のための支援員を配置する
- 7 障がい者に対するホームヘルプサービスを実施する

(説明)

障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備について、当検討会において、障がい者の実情などを踏まえ、検討した結果、障がい者が優先して入所できる独自の入所基準を策定し、整備することは適当であると考えます。

また、事業者の選定については、福祉施設を運営した実績がある社会福祉法人とすることにより、運営のソフト面を考慮して進めることが必要であり、障がい者に対応できる介護職員の配置、精神保健福祉士、社会福祉士及び介護福祉士等の資格を有する者の配置やグループホーム利用者の日中支援のための支援員の配置を行い、障がい者が安心して、生活できる施設の設置を望みます。

さらに、特別養護老人ホームに併設する施設やサービスとして、年齢等により特別養護老人ホームに入所できない者を支援するために、グループホーム及び障がいショートステイを併設するとともに、障がい者に対するホームヘルプサービス事業を実施していただき、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる施設を整備し、障がい者施策について積極的かつ着実に推進されることを期待します。

(2) 障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備

船形地先の第二の福祉ゾーンを整備予定地とする、障がい者にも対応できる特別養護老人ホームの整備については、市が公募する条件に、すぐに特養に入所できない障がい者のための障がい者施設を併設することを計画していることなどから、整備費用は他の特養と比較し事業者負担が大きくなるため、第二の福祉ゾーンの市有地を条件付きで無償貸与することとし、さらに貸付地の樹木の伐採等を市が行って事業者の負担を軽減させることとしました。

介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会において募集要領を決定し、平成26年9月に募集したところ、4者から応募がありました。提案された事業内容等の確認を行い、応募者の全てが第1次審査に合格したことから、プレゼンテーションによる第2次審査を行い、審査の結果、兵庫県神崎郡福崎町に法人本部を置く「社会福祉法人円融会」を整備事業者として決定しました。現在、関係機関との調整を経て、施設整備を進めているところです。

また、3障がいの関係団体との打合せを実施することによって、団体からの意見や要望を反映して、いろいろな配慮をしながら施設整備を進めています。

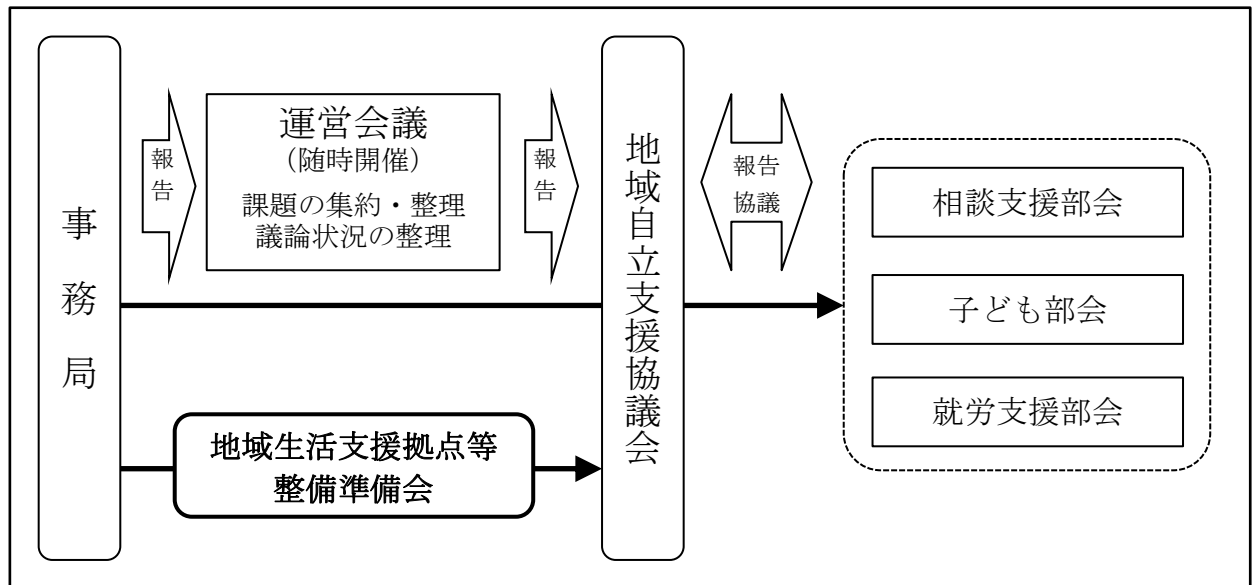
事業要旨

国から示された「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」において、準備委員会の開催が必須とされ、既存の自立支援協議会を活用するとのことから、野田市自立支援協議会に諮り、野田市自立支援協議会要綱第7条に規定する組織として位置付け、「地域生活支援拠点等整備準備会」を設置しました。

準備会は、地域の現状分析や必要な機能の整理、整備の方針等について行うとされていることから、次の事業を行いました。

- ① 先進的施設の視察見学
- ② 地域の現状分析と地域課題の整理
- ③ 整備の方針等の検討

<地域自立支援協議会及び準備会の位置づけ>



<地域生活支援拠点等整備準備会の委員構成>

準備会	自立支援協議会	所属
会長	会長	野田市障がい者団体連絡会 代表
副会長	副会長	障害者支援施設 施設長
委員	相談支援部会長	相談支援事業所 センター長
	子ども部会長	野田市立こだま学園 園長
	就労支援部会長	障害者就業・生活支援センター センター長
	委員	野田市社会福祉協議会
オブザーバー	—	社会福祉法人円融会

地域生活支援拠点等の整備の類型

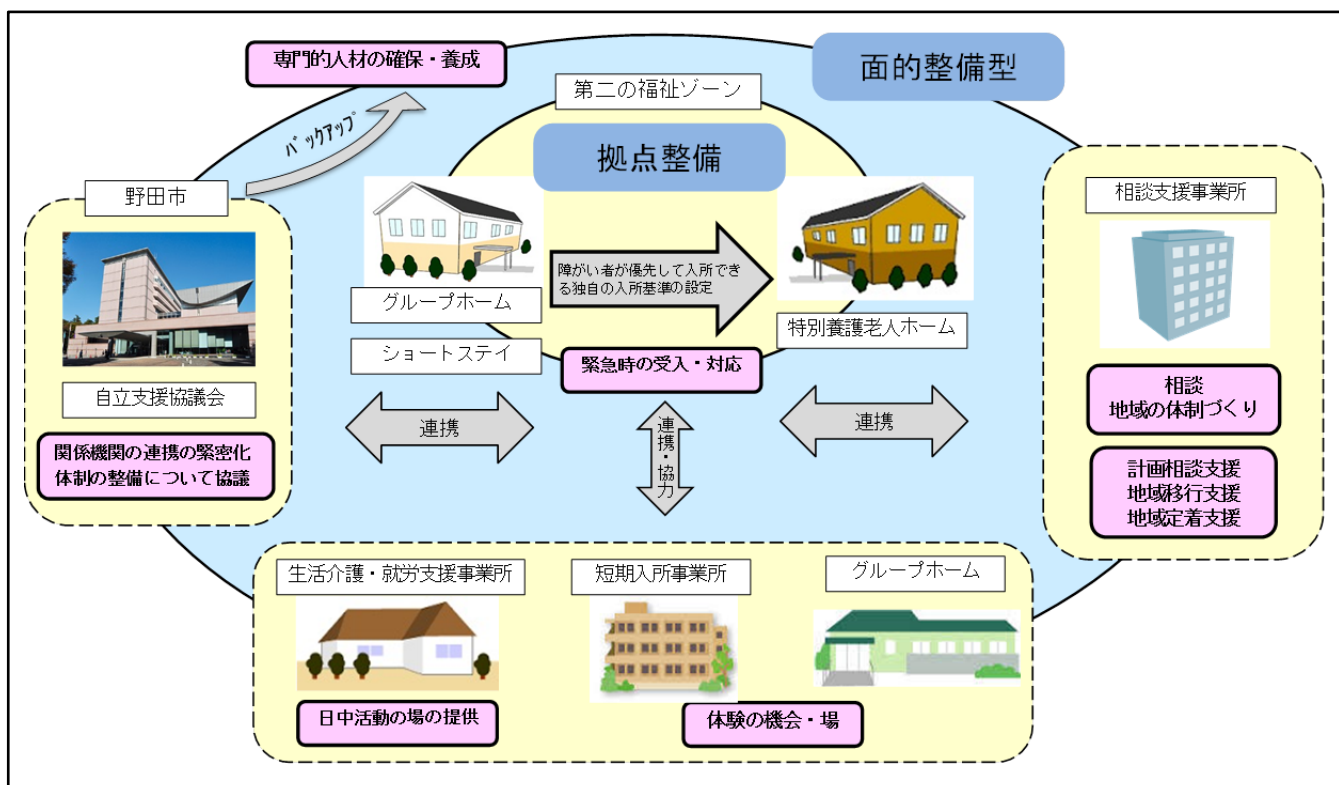
1 整備手法について

- ・野田市の独自の機能として、障がい者に対応した特別養護老人ホーム及び特養への中間施設となるショートステイ併設型のグループホームを整備し、これらの施設を拠点とする。
- ・グループホーム等に緊急時の受け入れ機能を付加する。
- ・5つの機能については、面的整備を基本にし、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける方向で整備する。

2 野田市における地域生活支援拠点整備の考え方

- ・「親亡き後」を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、野田市では、障がい者に対応した特別養護老人ホームを整備することとし、同時に、中間施設としてのグループホームを整備することとしている。
- ・障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを勘案すると、障がい者に対応した特別養護老人ホームも加えた仕組みの構築が重要である。
- ・このため、野田市における地域生活支援拠点は、独自の機能として障がい者に対応した特別養護老人ホームを整備し、さらに特養への中間施設としてのグループホームを整備することを特色とした整備を目指す。

<地域生活支援拠点等の整備イメージ図>



事業内容

1 第1回準備会

日時 平成27年11月11日（水）午前10時から

場所 保健センター4階404会議室

- 議題 ①会長・副会長の選出
②地域生活支援拠点等整備の概要について
③先進地視察について

- 内容 ・モデル事業のスケジュール
・地域生活支援拠点等整備の概要
・市障がい福祉計画での位置づけ
・県内11市の進捗状況

2 先進地視察

(1) 新潟県長岡市

日時 平成27年11月30日（月）午前10時から

- 内容 ①長岡市福祉課
・障がい者福祉について
・地域生活支援拠点の整備について
②社会福祉法人中越福社会
・みのわの里「安心・安全コールセンター」の概要について
・障害者虐待防止センターの概要について

概要

【長岡市】

- ・長岡市は、新規事業として、相談支援事業所と連携を取りながら、基幹相談支援センターを28年4月から直営で実施する。
- ・自立支援協議会について、地域の課題ごとにワーキングチームを設置し、協議の場を設けることにより、新たなサービスの施策が実現できるように、協議会の構成を変更し、機能の充実を図る。
- ・地域生活支援拠点については、市域も合併により広大になり、拠点が1か所で良いのかという課題もある。圏域と連携しながら拠点のあり方について検討している。

【社会福祉法人中越福社会】

- ・グループホームについては、越路地区は農村地帯で、一件当たりの農家の自宅は大きく部屋数も多い。こういった物件を借り上げてスタートした。
- ・昨日開催された「にいがたフォーラム」で厚生労働省の専門官が話していたが、地域生活支援拠点事業について、どういうことを重点的にやっていくのかポイントが2つある。一つは地域移行。入所施設から在宅へということよりも、在宅の人を支援するという意味が強い。もう一つは、ショートステイで行き場所のない、困っている人を受けていく。そして、必ずコーディネー

- ターを1名配置する。
- ・安心安全コールセンターは、当時、24時間連絡する場所がないことが問題だったので、厚生労働省と調整をして、国のモデル事業として実施した。
 - ・その際、発信することが上手くなかったが、最近は、秋田県や九州からも見学が来るようになった。もう少し早く発信していれば、国の事業になったかもしれない。なかなか伸びなかったから、地域生活支援事業になって、市町村が金を出すことになってしまった。
 - ・その当時から安心安全コールセンターでやってきた基本の考え方である地域移行をやることとショートステイをやることは、そっくり国の考え方になっている。
 - ・事業内容は、部屋が3つしかなく、困っている方がいれば緊急でそのまま受け入れる。また、発達障害の方は、大きな入所施設では対応できないので、こちらで職員が一对一で24時間365日対応している。
 - ・日中は職員が携帯電話を常に携帯して、受付対応している。兼務の職員が対応している。
 - ・職員10名で、今年から看護師を1名配置した。入所施設の場合、看護師は准看で良いが、グループホームは正看でなければならない。なかなか正看が見つからないのが現状である。
 - ・地域生活支援拠点整備の一番の目標は、今グループホームに入っている120人の中から、高齢になった人に利用してもらいたい。今いるグループホームから、拠点へ動いてもらう。
 - ・拠点の計画として、2階建てで、2階部分が定員8名で、ショートステイが4名、1名分いつでも24時間空けといて何かあった時にすぐ対応できるようにする。1階部分に定員8名の看取りが必要な人に入ってもらおう。
 - ・2階は軽度な人で、地域に出て、勤めたり、地域の施設に通ったりする。1階の重い人は、24時間日中活動に行かなくても良い。最後に人生を全うする場所である。
 - ・拠点を病院の近くに建てる予定。土地も購入済みである。
 - ・コールセンターは、細やかに対応する。母親がDVにあって、子どもと一緒に車の中で泊まっていて、寝る場所がないので、行く場所が決まるまで面倒を見る。
 - ・社会福祉法人の制度改革で地域貢献をなさいと言われている。
 - ・老人と知的の障がい者が一緒にいるようなグループホームをつくりたい。老人が地域にいることが望ましい。弱い人たちが地域にいることが、地域を強くすることにつながる。
 - ・民生委員や学校、交番やいろいろな会のメンバー35人で構成した地域生活推進協議会をつくった。法人として地域に何かできることがあるかを協議会に聞いている。社会福祉法人が障がい者のためにある施設ではダメ。
 - ・虐待防止センターは、長岡市から受託した事業で、夜間の電話窓口のみの対応であるが、今のところ一件もない。あれば安心なければ心配である。地域

の安心感につながる。

- 地域の中にどれだけ社会的弱者が活動している場所をつくれるかが重要である。
- 平成7年当時は、グループホームを建てるのにあれだけ反対していた旧越路町の住民が、今では空き家が出たら、グループホームとして使ってくれないかと言ってきたり、世話人として働きたいと電話がかかってきたりするようになった。住民が障がい者に対して優しく温かくなった。障がい者が地域を変えたと言える。
- 地域コミュニティの重要性、地域がみんなで力を合わせて、困ったら助け合おうという社会を目指す。自助、共助、公助について、公助の限界がある。隣近所が助け合う。その姿を子どもたちが見て学ぶ。そして、子どもたちが命の大切さを学ぶ。



(2) 埼玉県東松山市

日時 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 午後 1 時から

内容 ①東松山市障害者福祉課

- ・障がい者福祉について
- ・地域生活支援拠点の整備について
- ・基幹相談支援センターの設置について

②社会福祉法人東松山市社会福祉協議会

- ・東松山市総合福祉エリアの概要について
- ・地域サービスセンターの概要について
- ・総合相談センターの概要について

③東松山市障害者生活支援センターいわはな

概要

【東松山市】

- ・平成 12 年 10 月に保健、医療、福祉が一体となった総合的な拠点として、東松山市総合福祉エリアが開所した。
- ・特徴として、介護保険制度の地域包括機能と障がい者の相談支援機能を併せ持つことにより、24 時間 365 日、相談を受け付ける体制をとっている。
- ・障害者生活支援センター、通称「ケアサポートいわはな」について、平成 11 年 4 月に開所した。生活支援サービスとして、一番需要のある車両による送迎や外出援助、貸館や自立体験などを行っている。条例で 30 分 250 円の手数料を定めている。登録制を採用しており、年間 150 時間を上限とし、現在 700 人強が登録している。
- ・相談支援事業を比企地域内の 7 町村と共同実施している。委託先は 3 法人。
- ・基幹相談支援センターは、平成 27 年度から社協へ委託。比企地域内の 7 町村と共同実施している。
- ・センターは、スーパーバイズを目的として、各相談支援事業所に対して、相談対応の指導助言、権利擁護関連の研修会の実施、啓発研修を実施している。
- ・研修の一つとして、計画相談の作り方についての事例検討会を行っている。
- ・委託相談支援事業を比企地域内の 7 町村と共同実施していることから、地域内で自立支援協議会を設置している。全体会年 2 回、幹事会年 6 回開催。さらに、障害福祉サービス、委託相談支援、地域移行、就労支援の 4 つの連絡会がある。
- ・市単独でも自立支援協議会を設置し、全体会 (40 人程度) 年 2 回、幹事会 (20 人程度) 毎月 1 回開催。さらに、課題ごとに 6 つのプロジェクトチームによる会議を毎月 1 回開催し、機能の充実を図る。
- ・自立支援協議会のその他の取組として、昨年度限定で「地域課題調査チーム」を結成し、特別支援学校を卒業する生徒の進路を受け入れる事業所が不足しているという問題について、ヒアリングを実施し、市と協議会で課題を整理しながら、相談支援体制の仕組みの強化を検討した。

- ・市の単独事業として、各種サービスを提供している「ケアサポートいわはな」が、自立体験を提供する機能及び一時的な宿泊機能を有していることから、当該施設を中心に面的整備の体制づくりを目指す。
- ・ケアサポートいわはなが市の単独事業としてやっており、条例に基づいて手数料をもらっているため、それ以上のものをもらうことができない。面的な整備で事業を行った時、連携する他の障害福祉サービス事業所は障害者総合支援法に基づく報酬を受けるが、ケアサポートいわはなは条例に基づく手数料を受け取るため、事業所の収入及び利用者の自己負担について整理する必要がある。

【東松山市社会福祉協議会】

- ・高齢者や障がい者の種別に関係なく、相談業務を一元化して、24時間365日受け付ける。センター内に相談窓口を設け、午前8時30分から午後8時まで開設、夜間は電話相談のみ対応。
- ・土日の相談は、1日平均が約9件でほとんどが電話相談である。夜間の相談は、月の平均が約40件で、だんだん件数は減っている。
- ・相談支援事業所9名、介護関係も含めて総合相談センター職員30名で、宿直のローテーションを組みながら対応している。
- ・相談支援事業として、①基幹相談支援センター事業、②委託相談支援事業、③指定特定・一般相談支援事業を行っている。
- ・共生型多機能センターあすみーるでは、介護保険制度である小規模多機能型居宅介護の事業と併せて、基準該当障害福祉サービスを利用して、高齢者と障がい者が一緒に利用できるサービスを今年度から実施している。対象は重心の障がい者で医療的ケアが必要な方を中心に受け入れている。



3 第2回地域生活支援拠点等整備準備会

- 日時 平成28年3月3日（木）午後1時30分から
場所 保健センター4階404会議室
議題 ①地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の他市の事例について
②野田市の整備手法及び具体的な拠点の機能について
内容 ・モデル事業実施の他市の事例説明
・専門的人材の確保・養成のための研修の実施

4 発達障がい児・者の専門家育成に関する研修の開催

発達障がいの早期発見・早期療育に併せて、各関係機関が連携して発達段階に応じたサポート体制を作り上げていくため、発達障がい者における専門家の育成を目指した研修を実施することとしました。

したがって、モデル事業の実施要綱の中で、モデル事業の取組として、関係者への研修・勉強会の開催を行うことが挙げられていることから、発達障がいにおいて先進的に取り組んでいる講師を招いて、専門家育成の足掛かりとなる最初の研修を実施しました。

日 時	平成28年3月29日（火）午後4時から5時30分まで		
場 所	市役所8階大会議室		
講演内容	発達障がいに関する早期発見、早期療育の重要性とライフスパンにおける継続支援の必要性		
講 師	服巻（はらまき）智子氏		
出席者	関係機関・団体 ⇒ 計104人参加		
	市職員（保健センター、保育課、教育委員会）	23人	
	幼稚園・小中学校・特別支援学校	35人	
	健康福祉センター・医師会・障がい支援事業所	40人	
	地域生活支援拠点等整備準備会	6人	



5つの機能の現状と課題

国の基本指針の内容により、求められる機能として、次の5つの機能が挙げられています。

国の基本指針	具体的な拠点機能
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談、地域移行、地域定着、自立訓練の利用の推進 ・相談支援事業所による24時間相談受付
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム入居等を体験する機会の提供 ・体験型ショートステイの整備
緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんコールセンター事業の実施 ・障がい特性に応じた緊急時の短期入所の受入態勢の確保
専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の養成、連携等による専門性の確保 ・医療的ケアを実現するための看護師配置の検討
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置による地域の体制づくり ・余暇を楽しむ等の地域の障がい者が集える居場所づくり

したがって、国の基本指針の内容を全て実施するとともに、野田市の必要な機能について次のとおり考えています。

必要な機能に関する市の現状と課題

国の基本指針	市の考え方
相談	市の窓口や委託相談支援事業所、相談支援専門員や障がい者相談員による相談支援機能はあるが、事業所間の連携など、有機的な結びつきを強化することが課題である。
体験の機会・場	現在、野田市では十分でない機能。体験は、グループホームの体験と1人暮らし体験があるが、1人暮らし体験は、事業所間の支援体制が確立しておらず、非常に困難な課題である。
緊急時の受け入れ・対応	現在、野田市では十分でない機能。市では、整備するグループホームに緊急受入の機能を持たせる。医療ケアへの対応が課題である。
専門的人材の確保・養成	現在、野田市では十分でない機能。拠点整備で最も重要なのは、マンパワーの確保であることから、先行して取り組むことが重要である。
地域の体制づくり	障がい者のニーズに的確に対応できる体制の構築のため、コーディネーター設置の可否も含め、今後、検討を要する。

事業実施の結果及び今後の取組

【事業実施の結果】

- ・障がい者にも対応した特別養護老人ホームと中間施設としてのグループホームを中心とした地域生活拠点と考えたことから、2市の先進地事例を視察し、野田市の社会資源をどのように活用すべきかを検討した。
- ・その結果、多機能拠点型で整備することは、中核的な役割を担う機関の設置や緊急受入の対応等、難しい課題が多くあることから、既存の資源を活用するのが有効である。
- ・障がい者にも対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としてのグループホームを拠点としながら、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける面的整備を構築することを目指す。

【今後の取組】

- ・面的整備の中で、5つの機能全てを最初から充足することは難しいことから、できるものから取り組む。
- ・すぐにできないものについては、将来的な整備方針を定め、必要に応じて、順次取り組む。
- ・拠点整備で最も重要なのは、マンパワーであることから、専門的人材の確保、養成については、先行的に取り組む。
- ・整備の課題については、地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら検討を進めていく。